

(2010年10月14日ご講演)

### 第3章 東京における林業経営の現状

山崎靖代委員

今回は東京全体における林業という形で捉えて話をさせていただきたいと思う。東京には三宅島などにも山林があり、伊豆七島の方の森林も併せて東京の森林となるのだが、今回は多摩地域に限定させていただく。資料1-①にあるように所有形態別の森林面積及び蓄積というものを見ていただくと、圧倒的に私有林が多く、国有林が大変少ないという状況である。所有者は全体で11,230人、100ヘクタール以上所有している人が58人で21,138ヘクタールだが、58人といっても重複しているので現実には100ヘクタール以上お持ちの方というのはもっと少なくなると思われる。また人口林率は60%で、これは恐らく全国平均の中でもかなり高いパーセンテージになっていると思われる。次に森林の傾斜だが、資料1-②の一番上が傾斜度になっている。30度以上のところが15%、23%と圧倒的に多くを占めている。これは比較的街中である。八王子の街の中や住宅街の部分も併せて入っているので、いわゆる山林の部分になると大変傾斜がきつい。土地があまり広くなく大変傾斜がきつい状況である。私も2年前、奥多摩という所にある自分の山林に、間伐の前準備で境界などを見に行った時に滑落をしてしまい、ヘリで助けてもらった。その後消防署の山岳救助隊のホームページを見たら私が滑落した時のことが載っていて、その時の斜度が60度となっていた。その時は、本当に急で直角みたいな所を怖いと思ってしまったのが落ちてしまった原因なのだが、おかげさまで骨折をしたくらいで済んだ。作業道はおろか歩く道、歩道もなく獣道もないのではないかという状況の所も、東京の山林の中にはたくさんある。

同じく資料1-③に出ているのは平成20年度の年間伐採量のデータである。皆伐が66ヘクタール、間伐が1,167ヘクタール。間伐のうち搬出が2,000立方メートルだけで、ほとんどが切り捨て間伐になっている。東京で一番大きい素材業者というのはやはり森林組合であり、森林組合にとっては木を出しても出さなくても同じ仕事になる。従って、道がなければ、奥にあるものは出せないということで、40～50年生であっても搬出して採算が合うレベルでないものは全て切り捨てという状態で、山の中にはたくさん資源が残されたままになっている。

次に路網であるが(資料1-④)、林道密度については、いわゆる公共で作る林道と公道をあわせて1ヘクタール当たり12.4メートルである。目標はあるが、それでも18.6メートルである。今出されている森林林業再生プランでは、車両系でヘクタール100メートル、架線系でも1ヘクタールあたり30から50メートルという目標値が定められているのだが、現状はそれよ

り遥かに少ない距離しか入っていないし、この目標値を見ていただいても大変少ない距離しか入れることができないのではないかと思っている。それ以外にいわゆる作業道、作業路も東京の山林全てを併せても1万メートルくらいしか入っていないのが現状である。

資料2は東京都の施策である。「おかげさまで」と言って良いのかどうか分からないが、東京都は他の県より、林業に対する気持ちは大変薄いのだが予算だけは付けていただけているということがあります、東京都単独の事業というのが大変多くある。そちらの方を少し説明させていただきたい。

まずこれは多分全国的なものだと思われるが、鹿被害対策事業である(資料2-①)。奥多摩町という多摩川の北岸の所で鹿が急増して農林業など全てに影響を及ぼし、さらに多摩川に流れる水が土が混じったような茶色い水になり影響が出る。そして都民の方々にも大変影響があるということで、鹿の被害の対策事業が始まった。皆伐をした後に植えた苗を全て鹿が食べてしまい、土が固定されずどんどん落ちて行って土砂被害が出て、崩壊した山の斜面の復旧のために東京都が3億6,000万円くらいのお金を費やした。自然崩壊の代償が大変高いものになっている。全国で山林に手を掛けなくなってしまい、台風などで山が崩れてしまった時に、国や公の部分は高額な投資をしなければ山を復旧させ、安全を守ることができなくなるので、普通に山を守っていくことでこういう事が避けられるのではないかと思っている。

また鹿の方は年間500~600頭の捕獲が続けているが、今でも699~2,559頭いると推定される。これでも毎年対策事業のために7千万円というお金を費やしている。幸いなことにまだ鹿についてくるヒルが東京には出ていないが、これでもヒルも一緒に来たら作業する人達にとっても悪条件がどんどん重なっていくのではないかと思っている。

次は花粉症対策事業である(資料2-②)。こちらは新聞等で取り上げていただいたのでご存知かもしれませんが、平成18年度から10年間、杉花粉を飛ばなくするために杉の木を切る、つまり杉がなくなれば花粉は少なくなるというコンセプトの下に、こうした取り組みを始めている。木を切った後は、花粉の少ない苗をもう一度植え、20年間か30年間の保育期間に木を育てるということを事業としてやっている。皆伐をして、手数料を全て引いて残ったお金を山主や所有者にお返しするという事なので、山林に興味がない方はお金が入るので良いと思っておやりになる方もいる。しかし花粉の少ない苗が大きくなったところを誰も見たことがないので、もしかしたら成長した時には、今こうやって杉が悪者になっているようにその木もダメな木になってしまうかも知れないという不安感もあってそんなに進んでいない事業ではある。

この事業に伴って、皆伐をした後から企業の方にご協力いただいて伐採跡地への植林、保育等の森林整備をやっていただく「企業の森」という事業がある。こちらは東京都農林水産振興財団と企業と所有者の三者の協定によって進められている。今現在39.24ヘクタール、10件で、ひとつ当たりの面積が大変少ないものになっている。私共の所でも平成18年から東芝府中の労働組合の方と契約させていただき、1.7ヘクタールの山林をお貸ししている。ただこちらの

場合は労組の方の福利厚生的な扱いになっているので、年に2回春と秋に山に来て間伐をしたり、森林の体験に家族ぐるみで参加されるということが多くなっている。因みにお貸ししても私共の家の方に特に収入はない。体験で木を切った時に、1本いくらになったということでお金をいただく程度である。あとは山を一緒に見に行ったということで何千円とか、そういう単位なので、ほとんど社会貢献の域であるというのが今の東京でやっている「企業の森」の現状である。同じく花粉対策事業の中で色彩豊かな森事業というものがあり、こちらはパッチワーク状に杉林を切って、その後に広葉樹の植栽を行うという事業である。これは手の入らないような奥地をターゲットにしているが、これもなかなか進まないというのが現状である。

現在、多摩産材ブランドということで、認証材として特化しようとしている（資料2-③）。多摩産材はもちろん杉でも檜でも良いのだが、平均価格1立方メートルあたり11,545円である。東京には多摩木材センターという1つの市場しかなく、そこに出されたものが中心になっている。年間で12,153立方メートルが多摩産材で、そのうちこの多摩産材として認証されているものはまだ9,000立方メートル程度という現状になっている。このうち6割が木材製品として利用されている。また東京都庁内の利用量が年間で1,500立方メートル程度あり、特に東京都庁内の利用に関しては各局でこの多摩産材を使うということになっており、土木関係や下水道局が下水道から出る汚泥を燃やすのに多摩産材のチップを使うという扱いではあるが、そのようなことで進められている。資料2-③に認証材のメリットとして何点か書かせていただいた。このようなメリットがあるということで目標にしてやってはいるのだが、公共事業、特に東京都の事業である場合だけこの多摩産材でなければいけないという事業が多くなっているので、そこでの活用のみという感じになっている。私の所から出た木も認証材となるが、所有していて特別メリットを感じている部分はない。

次は集約化事業である（資料2-④）。こちらも東京都単独のもので、いわゆる森林林業再生プランと同じような内容である。森林の循環再生プロジェクトという事業になっており、いわゆる集約化してスケールメリットを生かした省力化、低コストで作業道を入れて間伐材を搬出し山主さんのためになるような事業に加えて、今までお話した多摩産材の安定供給とCO<sub>2</sub>吸収機能の最大限の発揮ということを循環させていこうという事業である。現在2ヶ所のモデル地区でやっており、1ヶ所が大体50ヘクタールくらいの面積を集約化をしている。それも今はモデル地区なので、50ヘクタールでも所有者が少ないところである。大勢ではなく、割と意見がまとまりやすいようなところを2ヶ所選んで進めた。ただ、それでもやはり境界が不明な森林の増加があるということでなかなか集約できない、また先程お話したように東京の山は大変急斜面なので作業路の開設に逆にコストがかかってしまい、なかなかうまくいかないというのが現状である。またこの場合皆さんの合意なのだが、やはり最初に1ヶ所やったところでは、どうしても賛同できないという方がいらして、50ヘクタールの中にぽつんとひとつだけ残っている山林があるということを知っている。

次に、森林木材の二酸化炭素吸収固定機能評価についてだが（資料2-⑤）、今年はまだ調査研究の段階であるが、東京版J-VERである。東京の場合J-VERを取るにも1人の所有面積が少ないので、小規模な森林を対象にした認証制度を進めようとしているようである。こちらは東京だけのもので、環境省のものとなるべくリンクさせたいという希望はあるようだが、結局環境省の規格には合わないので、なかなか難しいようではある。とにかく東京には企業がたくさんあるので、企業あるいは都民やNPOの方達に対して木材の使用量に関係なく認証を与えることで資産価値を高め、所有者の意欲向上につなげようという事業である。こちらはJ-VERにはないカーボンストックという部分もやろうとしているようである。いわゆる多摩産材で家を建てた場合に、認証をするようである。あとは例えば先程の「企業の森」のような場合に、その山林でNPOや企業の方達が活動したということに対しても認証をしようというような感じなので、環境省のJ-VERよりはかなり緩やかなものではあるが、都民や一般の方の気持ちを高めるという感じのシステムになるようである。ただ一方で特にこれが山林所有者にとってのメリットにはなりにくく、現段階ではいわゆるこれを金額に換算して売買できるというところまではいかないようである。

その他の事業として、森林課があるのは産業労働局という所なのだが、他に水道局という所が、東京の一番奥の小河内ダムという湖の周りの水源林を購入しようとしている。その目的としてはやはり水を守るということで、今テレビで話題になっているような外国の方等に買われないようにするためというのが本当の目的であるように思われる。どちらかというところあまり山林経営に興味のないような、放置している方の山を中心に購入しているようである。今東京都のホームページを見ると価格などは出しておらず、厳密に山の状況を調べて価格を出すということになっているのだが、最初にこのニュースが新聞に出た時は1ヘクタール100万円ということだったので、大体それくらいの金額が目安になるのではないかと思っている。

また環境局でも花粉のための事業として、所有者の方と25年契約の再生事業という間伐事業をやっている。こちらの間伐と、普段助成金をもらってやる間伐事業との関連性が全くなく、行政は「局が違うから」とおっしゃるのだが、いわゆるお役所の中の横のつながりというのが全くないので、環境局でやってしまった間伐に対して他の助成は全く出ない。例えば環境局でやった再生事業の間伐の所が雪害にあって木が全て倒れてしまったので復旧させようと思っても、環境局はただ木を減らして花粉を少なくしている事業だけなので、その後のことは何も分からないということである。今年の春は東京でも雪が多く降り、そういったことで困ってらっしゃる方もいた。

続いて、大変お粗末な我が家の現状であるが（資料3）、これは森林施業計画より抜粋、計算をした。現状、森林施業計画と、森林簿と固定資産税で送られてくるものとは全て面積も違うので森林施業計画を基にお話をさせていただきたい。所有面積は370ヘクタールで、そのうちの人工林が290ヘクタール。檜が80ヘクタールで、杉が210ヘクタールである。蓄積量は現

在 88,000 立方メートルとなっており、檜が 16,000 立方メートル、杉が 72,000 立方メートルである。たった 370 ヘクタールなのだが林班は 25 林班に分かれている。そのうち保安林が 130 ヘクタールである。25 林班なので、新しい森林経営計画のことを考えると大変気が重いというか、どういうふうにしていくのが一番良いのだろうかというのが現在の悩みの種である。年間搬出量は毎年かなり違うのだが、大体 1,000 立方メートルくらいを目安にしている。これは道沿いで、機械で、間伐の搬出というような形を取っている。私の所では搬出までやる従業員はいないので、よその搬出の方をお願いしている状況である。

またこの中には割と大きい大径材や注文材というものが欲しいとおっしゃってくる業者さんがおり、その方はヘリで出しておられる。もっと売りを上げたいので「ヘリではない方法で出していただけませんか」と言うと、その方はヘリ会社と年間契約をしていて、私達が思っているよりも遥かに安いコストでヘリを動かしているということをおっしゃっていた。従って私共に戻ってくる金額もそれほど悪くはないと思うのだが、「もうちょっと努力してくれたらもっと戻ってくるのになあ。」とはいつも思っている。ただ他の木を傷つけないとか、残された山は現状が維持できるので、そういうメリットは確かにあると思っている。

次は路網についてである。林道やいわゆる公共の道の利用がほとんどで、私の所が独自に入れた作業道は約 400 メートルだけである。これも花粉対策事業の一環で作業道を入れるという事業があったので、そちらを利用させていただいて去年作った。それまでは全く作業道がない、人力のみという形の施業をずっと続けていた。

また税金の話だが、私の山林の場合は固定資産の評価としては 1 平方メートル 10 円から 40 円である。これが相続税になった時には倍率が 1.1 倍から 4.9 倍になる。例えば資料 5 に書かせていただいたように、1 平方メートルあたり 40 円として、1 ヘクタールに換算して倍率を 4.9 倍にすると、1 ヘクタールで 196 万円という評価を受ける。相続の場合はこれに地利級、地味級等を加味して減らすのだが、これにプラスして立木も評価されたものが評価額となる。私の所の場合は個人なので、それ以外に家や自宅の周りの畑など全て加味されてしまうと大変な金額になる。平成 8 年に私の父が亡くなり私と母しか相続する者がいないので相続したが、その時は固定資産評価も今よりもっと高かったし、倍率も 8 倍から 10 倍だったので、今そのお金があったらと思うくらいの金額を、お国の言うことなので仕方なく支払った。その時は山林に関しては延納という処置がとれ、最高 20 年間延納ができるのだが、その延納率も当時は 4.3%であった。そうなるたびびっくりするくらいに金額が毎年多くなってしまうので、色々なことを尽くして支払いを済ませた。しかし将来的に母の時の相続の事もあるので、「もう 1 回は無理だろうなあ。」と言うのが今の率直な気持ちである。

最後に「これからと文化」(資料 4) ということで書かせていただいたが、これは今お話しさせていただいた通り森林・林業再生プランの路網のことや集約化など、全て東京都でこの 2～3 年で取り組んでいる事業である。新しい森林経営計画も含めて、私の所のように 25 林班に分

かれているなど小規模な東京の林業では、新しい規格に乗せることは大変難しいと思っている。一方で森林計画の認定を受けたものに山林相続税の納税猶予が可能になるということが現在民主党の中で検討されているようである。都市近郊林の場合、山林相続税の納税猶予というのは是非検討していただきたい制度なので、森林経営計画を立てなければいけないという現実もある。この経済社会の中で木材という長いサイクルの商品をどのように取り扱うか、地域性を考えて取り組んでいくしかないのだろうかと考えている。

私が普段よく考えるのは、日本中どこに行っても山は山でしかないのだが、税金やいろいろな面で都市近郊林というのはデメリットが多いという事である。東京に近いということで環境的な面や「企業の森」的な部分では有利なのかもしれないが、スケールも小さいので、今回のプランや新しい経営計画を見ると、「東京のことは考えられていない。」と感じる。

私の家では400年前から、自分の家族だけではなく地域の人々も林業で支えてきたという自負がある。ある地理学の先生が私の所の山林の辺りを研究された時に、菩提寺や神社、山からの水路など、全て私の所が今ある土地を中心にして地域が成り立っているのではないかとおっしゃっていた。そうすると、本当にただ山を持っていることをやめたいと思っても絶対にやめられない。そしてそのような伝統や文化を守るためにも私共の所ではこれから先も林業を続けていかなければならないと思っている。大変雑駁ではあるが以上で説明を終わらせていただきたい。

## 資料1 東京（多摩地域）の森林の現況

### ① 所有形態別森林面積及び蓄積

	総計	国有林	公有林	私有林
多摩地域	52,984	1,183	12,635	39,166
	12,061	281	2,555	9,225

（上段：面積 ㊦ ・ 下段：蓄積 千立方㊦）

※ 所有者、11,230人、100㊦以上所有している人が、58人で21,138㊦になる。

※ 人工林率が60パーセント

### ② 森林の傾斜

市町村	面積合計	傾斜度				
		0～5	5～10	10～15	15～20	20～25
合計ha	51,800.97	990.18	860.96	1,346.88	2,137.71	3,145.75
割合%	100.0	1.9	1.7	2.6	4.1	6.1

25～30	30～35	35～40	40～45	45～
4,851.41	7,747.32	12,355.58	11,432.24	6,932.94
9.4	15.0	23.9	22.1	13.4

### ③ 年間伐採量（平成20年度）

皆伐	66㊦	25,065立方㊦	
間伐	1,167㊦	110,393立方㊦	うち、搬出は約2,000立方㊦

### ④ 路網

林道密度（林道と公道を合わせて） 12.4㊦/㊦ （平成21年4月現在）

目標 18.6㊦/㊦

※ 作業道、作業路は合わせて、約10,000m

## 資料2 東京都の施策

### ① シカ被害対策事業

奥多摩町の多摩川北岸地域を中心に、急増したニホンジカの影響により、農林業被害はもとより、貴重な自然植生の喪失、土壌の流出による土砂災害の発生危機、水道水源林の機能低下など多方面に被害が拡大し、平成16年には、シカの食害による森林の裸地化に起因する土砂の崩壊流出が発生し、下流の水道施設が土砂被害を受ける事態に至った。崩壊した山の斜面の復旧には、およそ3億6千万円掛った。

平成17年より年間500～600頭の捕獲を続けているが、平成21年で推定生息数699～2,559頭で、平成22年度でも70,740千円の予算を対策事業費として計上している。

### ② 花粉症対策事業

平成18年度から10年間の計画で、スギ花粉の飛散を削減するため、スギ林の本格的伐採と花粉の少ないスギ等への植え替えを実施している。更に、基盤整備や多摩産材の需要拡大を図り、スギの伐採と植え替えを促進することにより林業の再生を目指す。また、花粉発生源対策は、長期的な取り組みであり、事業実施にあたっては、広く都民や企業による理解と協力が必要なことから「花粉の少ない森づくり運動」を行っている。

#### ○ 主伐事業

将来も林業を継続する森林に対して、花粉削減及び林業再生を図ることを目的としてスギ林等の伐採と花粉の少ないスギ等の植栽を行う。

事業は、(公財)東京都農林水産振興財団が森林所有者から立木を購入し、伐採・搬出木材販売を行い、伐

採後、20年間または30年間の標準的な植栽・保育に必要な経費を全額負担する。

立木購入実績：215.65ha（平成22年3月末現在）

木材販売実績：34,326 m<sup>3</sup>（平成22年3月末現在）

・企業の森事業

主伐事業による伐採跡地への植栽・保育等の森林整備を企業（団体）の協力により進める事業。対象となる森林の所有者、企業（団体）、（公財）東京都農林水産振興財団の三者で森林管理に関する協定を締結し、その間、企業（団体）は森に名前をつけるなど社会貢献活動のPRや、研修の場として利用する。

実績：39.24ha10件（平成22年3月末現在）

○色彩豊かな森事業

林業の継続が困難な森林において、花粉削減と針広混交林化を図ることを目的として、スギ林の小面積伐採と広葉樹の植栽を行う。

事業は、都が伐採および広葉樹植栽に係る標準経費の全額助成と、広葉樹への転換奨励金により実施する。

小面積伐採実績：109.69ha（平成22年3月末現在）

③多摩産材ブランド

○木材価格・原木量について

平成21年計 15,643 m<sup>3</sup> 内多摩産材 12,153 m<sup>3</sup>（認証材 9,312 m<sup>3</sup>）

平均価格 11,545 円/m<sup>3</sup>

○利用量について

原木の約6割が木材製品化として算出している。

東京都の庁内利用量：1,568 m<sup>3</sup>（平成21年度）

○多摩産材（認証材）のメリットについて

- ・多摩産材認証制度は、平成18年4月からスタートし、「多摩産材認証協議会」が多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材の産地を証明する制度である。
- ・多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材が供給される。
- ・持続的な森林管理に配慮し、林業・木材産業が活性化する。
- ・森林資源の循環を促進し、森林整備が促進される。
- ・多摩産材を利用する意義により、需要拡大に繋がる。
- ・生産から販売までのすべての流通工程があきらかになるので品質の向上に繋がる。

④集約化事業

○森林の循環再生プロジェクト

森林整備や木材生産の効率化に不可欠な林道の重点的整備を図るとともに、意欲ある事業者が森林所有者に高密度路網と高性能林業機械を活用した集約化施業を働きかけ、スケールメリットを活かした省力化と低コスト化を実現することで間伐材等の搬出利用を拡大し、多摩産材の安定供給とCO<sub>2</sub>吸収機能を最大限に発揮できる循環林業を確立する。

- ・実施上の問題点等  
境界が不明な森林の増加や急斜面での作業路の開設。
- ・今後の展開

現在2か所のモデル地区での実証、技術蓄積を踏まえ、東京型集約化施業を展開する。

⑤森林・木材の二酸化炭素吸収固定機能評価について ～東京版J-VER～

東京の森林所有形態の課題でもある小規模分散型の森林では、J-VER制度等は進まない。このため、東京都では小規模所有や小規模な森林も対象とした認証制度を開始することが必要である。

また、森林から生産される木材は、製品に加工される段階で発生する二酸化炭素も少なく、製品として利用している間も二酸化炭素を固定し続けることが可能である。多摩産材の需要を拡大するためには、木材を利用することによる低炭素社会への貢献度を多摩産材製品へ表示することが有効である。

森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵量及び木材利用による固定量を適切に数値化し、都民、企業、NPO等に対して、森林の規模や木材の使用量にかかわらず認証を与えることで、森林の資産価値を高め、所有者の意欲向上に寄与し、都民、企業、NPO等の積極的な参加による森林施業の推進及び木材利用の促進を図る。

#### ⑥その他の事業

- 水道局 水源林の購入
- 環境局 再生事業（25年契約の間伐事業）

### 資料3 我家の現状

#### ①所有面積および蓄積量（森林施業計画より）

370ha	内人工林 290ha	ヒノキ 80ha	スギ 210ha
88,000 m <sup>3</sup>		ヒノキ 16,000 m <sup>3</sup>	スギ 72,000 m <sup>3</sup>

※ 25林班に分かれている。  
※ 保安林 130ha

#### ②年間搬出量

約 1,000 m<sup>3</sup>

#### ③路網

林道・公道の利用がほとんどで、作業道は 400m のみ。

#### ④税金

固定資産評価：¥10～40/m<sup>2</sup>

倍率：1.1～4.9 倍

ex. ¥40×10,000 m<sup>2</sup>×4.9=¥1,960,000

### 資料4 これからと文化

森林・林業再生プランの路網や集約化など、すでに東京都の事業として取り組んできているものもあり、新たな森林経営計画も含め、小規模な東京の林業では枠にはめることが大変難しい。

一方、森林経営計画の認定を受けた者に山林相続税の納税猶予が可能になるということも検討されているようであり、都市近郊林の場合、どうしても森林経営計画は必須となる。

現在の経済社会の中で、木材という長いサイクルの商品をどのように取り扱うか、地域性を考えながら取り組むしかないのではないかと。

最後に、我家では約 400 年前から自分の家族のみではなく、地域の人々を林業で支えてきた。「菩提寺や神社、山からの水路など我家を中心にして、地域が成り立っている」とおっしゃって下さる地理学の先生もいた。

ただ単に経済活動としての林業だけではなく、これからも菩提寺や神社などの伝統や文化も守るためにも、林業が続かなければならないと思う。

出典：東京の森林・林業（平成 21 年版） 東京都産業労働局

協力：東京都産業労働局